

問. 大規模災害時には避難の長期化が避けられないことから、避難所となる施設においては、避難者の安全の確保と併せて、良好な生活環境を確保する必要がありますが、避難所の環境整備のための「防災資機材及び備蓄品購入」などの事業費に関しては、国庫補助のメニューが少ない状況にあるため、地震・津波対策を推進するための市の負担が大きくなっております。本市が強力に地震・津波対策を推進していくために、「防災資機材及び備蓄品購入」をはじめさらなる地震・津波対策に係る国庫補助事業の拡充につきまして、特段のご高配をお願い申し上げます。

(答)

1. マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策物資の備蓄に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用も検討の上、取組を進めるよう自治体に働きかけているところ。
2. また、大規模災害時には、
 - ①災害救助法が適用された自治体に対しては、生活環境の改善のため、仮設トイレ、段ボールベッド等を確保した場合の費用について、国庫負担の対象としているところであり、
 - ②段ボールベッドや間仕切りパーティション等の生活環境の改善に必要な物資について、プッシュ型支援を進めることにより、自治体を支援しているところ。

3. また、指定避難所等における施設の防災機能強化に係る整備について、緊急防災・減災事業債により財政的に支援し、自治体の取組を促しているところ。
4. 引き続き、各種支援制度を自治体等に活用していただきながら、避難所の生活環境の改善を図ってまいりたい。